

4-2 消防用設備等に係る届出等に関する運用

消防庁予防課長から通知された設置届及び着工届の添付図書等に関する運用については、別添「設置届及び着工届の添付図書等に関する運用について」（令和5年3月30日付け消防予第196号、消防危第68号）のほか、次によること。

- 1 着工届出書の義務のない消防用設備等（政令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等以外のもの）については、同意事務処理要綱第52条により着工届の提出を指導するものとする。ただし、法第17条の3の2に基づく検査の対象外となる防火対象物に該当するもの及び同意事務処理要綱別表（別添2参照）の軽微な工事に該当するものは、着工届を提出させないことができるものとする。
- 2 上記1によるほか、下記に示すものも軽微な工事により処理するものとする。
 - (1) 誘導灯
用途変更等により既存建物に新設する場合で、取付け数が5個以下のもの。
 - (2) 消防機関へ通報する火災報知設備
名称変更等によるメッセージ用ロムの交換及び子機の手替え。
 - (3) 消防用設備等に接続される非常用電源
更新等に伴う手替え（同等以上の性能のものに限る。）。
 - (4) 連結送水管
一部手替え（同等以上の仕様のものに限る。）。
 - (5) 排煙設備
排煙口、給気口、風道及び起動装置の増設、移設及び手替えで10個以下のもの（防煙区画に変更がないものに限る。）。
 - (6) 屋内（外）消火栓設備
配管の一部手替え（最遠に変更のないもの）
- 3 消防用設備等の脱着（機器の手替え、移設等の工事を行わず、取り外した機器を再取付けすること。）のみの場合は、軽微な工事にも該当しないため、法第17条の3の2に規定する消防用設備等の設置に係る届出は不要とする。
- 4 法第17条の3の2に規定する消防用設備等の設置に係る届出がなされ、軽微な工事に該当する場合で、同意事務等処理要綱第24条に適合し、かつ、同要綱第26条により、関係者から要望があるときは、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証を交付するものとする。